

地方都市視察報告書

自治・地方分権特別委員会

1 実施日 平成26年10月24日（金）

2 視察地 徳島県鳴門市

【市の概要】

(1) 面積 135.46 km²

(2) 人口・世帯数（平成26年10月1日現在）

○人口 60,914人

○世帯数 26,404世帯

(3) 昭和22年、撫養町・里浦村・鳴門町・瀬戸町の4か町村が合併し、人口43,000人の鳴南市が誕生、2カ月後、市名を鳴門市に改称し、その後、広域行政を進めるために昭和30年に大津村を、翌31年に北灘村を、さらに42年に大麻町を編入して現在の市域となった。

四国の東部、徳島県の東北端に位置しており鳴門海峡をへだてて淡路島に対峙し、本州と結ぶ四国の東玄関をなしている。特に北部は瀬戸内海国立公園に指定され、北に播磨灘、東に紀伊水道をのぞみ、鳴門海峡の急流と逆巻く渦潮でその名を知られた景勝地である。平成10年に神戸淡路鳴門自動車道が開通、さらに平成14年には高松自動車道が全線開通したことから、四国・本州の交流拠点都市として、恵まれた自然や歴史、文化などの観光資源を有機的に結んだ広域観光誘致事業を展開するとともに、全国的にも高い評価を受ける「鯛」「ワカメ」「さつまいも」「塩」など数多い地域特産物の供給基地としての体制づくりを進めている。

3 視察項目・内容

自治基本条例について

4 視察参加者

【委員】

のづたけし委員長

鈴木ひろみ委員

佐藤佳一委員

豊島あつし委員

野もとあきとし委員

池田だいすけ委員

ひやま真一委員

平間しのぶ委員

阿部早苗委員

鈴木ゆきえ委員

深沢としさだ委員

【随員】

議会事務局議事係

濱野智子

氏家あふゆ

5 視察結果・所感

新宿と同様に自治基本条例を制定して間もない自治体である、徳島県鳴門市に自治基本条例の運用について、またこれをめぐる状況などについて視察を行った。

4年間をかけて1000人が参加して作られたという、自治基本条例制定までのプロセスや、住民投票制度のあり方（住民投票が実施されるごとに個別に仕組みをきめていくという方法を採用している）、そして自治基本条例の推進をめぐる、今後の課題などについて説明を受けた。

新宿区の場合と同様に、自治基本条例というものが、なかなか一般市民にまで浸透していかないというジレンマについては、ここでも大きな課題として挙げられていたが、それと並行して自治基本条例制定後の市職員の意識改革を進展させることに力点を置いていることが注目された。

具体的には、名札に自分のキャッチフレーズを期したり、廊下を通る市民に正面を向く机の配置にしたりと、いろいろな点で試行錯誤が行われていた。

また、このような職員意識の改革が、阿波踊りやサッカーチームによる自治体のPR活動にもプラスにはたらいているようであった。

6 主な質疑項目

- (1) 市民投票制度について
- (2) 住民投票における外国人の考え方について
- (3) 阿波踊りや徳島ヴォルティスなどまちづくりとしての取り組み状況について
- (4) 職員の意識改革と行動指針の関係について
- (5) 自治基本条例制定後の職員の意識改革について
- (6) 自治基本条例の周知をどのように進めているか、特に子ども向けの周知について

7 その他

【共同視察者】

企画政策課長 平井光雄

生涯学習コミュニティ課長 山本秀樹

